

# 第1章. 幼稚園の教諭の普通免許状の取得について

## 第1節. 大学等を卒業して取得する方法（別表第1）

### (1) 基礎資格及び最低修得単位数

種類	所要資格	基礎資格	教科及び教職に関する科目
専修免許状		修士の学位	75
一種免許状		学士の学位	51
二種免許状		短期大学士の学位	31

◇ 「修士の学位」には、大学の専攻科（短大を除く。）又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

◇ 「学士の学位」には、専門職大学院を卒業したことにより授与される学位又は大学院への入学を認められた場合を含む。

◇ 「短期大学士の学位」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は大学若しくは指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。

〔別表第1備考第2号、2号の2、2号の3、施行規則第25条、第66条の4、5〕

◇ 専修免許状を取得しようとする場合の単位数のうち、一種免許状取得に必要な単位数を差し引いた単位数については、大学院又は大学（短大を除く。）の専攻科の課程で修得すること。

〔別表第1備考第7号〕

◇ 各単位は、認定課程を有する大学等の課程において修得すること。

〔同表備考第5号〕

◇ 上表とは別に、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位修得すること。

〔同表備考第4号、施行規則第66条の6〕

◇ 一種免許状に係る単位数は、短期大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科でも修得できる。この場合、二種免許状に係る単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

〔別表第1備考第8号、施行規則第22条の3〕

◇ 一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状の所要資格を得ている者が、それぞれ専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状又は二種免許状に係る単位数は既に修得したものとみなす。

〔施行規則第10条の2〕

(2) 単位の内訳

科 目		免許状の種類	最低修得単位数		
			専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康, 人間関係, 環境, 言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目	16	16	12
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	特別の支援を必要とする幼児, 児童及び生徒に対する理解	1単位以上			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		4	4	4
	幼児理解の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習(事前及び事後の指導1単位を含む)		5	5	5
	教職実践演習		2	2	2
大学が独自に設定する科目			38	14	2

- ◇ 「道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目」に、『教育課程の意義及び編成の方法』の内容を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に『教育課程の意義及び編成の方法』の内容を含むことを要しない。

[施行規則第2条第1項表備考第4号]

- ◇ 「教育実習」は幼稚園, 小学校及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とする。この場合, 特別支援学校の幼稚部及び小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。

[同表備考第6号]

- ◇ 「教育実習」の単位数には、2単位まで「学校体験活動」の単位を含むことができる。  
この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目の単位をもってあてることができない。

〔同表備考第8号〕

- ◇ 「教育実習」の単位は、幼稚園、小学校、又は幼保連携型認定こども園において教員としての経験年数があれば、1年につき1単位の割合で「保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（教育実習を除く。）の単位をもって替えることができる。

〔同表備考第9号〕

- ◇ 次のそれぞれの科目の単位については、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」にあつては8単位まで（二種免許状を受ける場合は6単位まで）
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」にあつては2単位まで
- ・「教育実習」にあつては3単位まで
- ・「教職実践演習」にあつては2単位まで

〔同表備考第11号〕

- ◇ 「教育課程の意義及び編成の方法」並びに「教育の方法及び技術」の単位のうち2単位まで（二種免許状を受ける場合は1単位まで）は、小学校教諭の普通免許状を受ける場合の単位をもってあてることができる。

〔同表備考第12号〕

- ◇ 「保育内容の指導法」の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状授与を受ける場合の「各教科の指導法」又は「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。

〔同表備考第13号〕

- ◇ 「大学が独自に設定する科目」修得方法は、一種免許状又は二種免許状を受ける場合には、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のほか、大学が加えるこれらに準ずる科目でもよい。

〔同表備考第14号〕